

報告第3号

専決処分の報告について

施設管理の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月2日提出

富津市長 高橋恭市

報告理由

施設管理の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

専決第9号

専決処分書

施設管理の瑕疵により発生した事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をする。

- | | |
|----------------|---|
| 1 事故発生日時 | 令和7年4月19日 午前9時10分頃 |
| 2 事故発生場所 | 富津市内 |
| 3 和解の相手方 | 個人 |
| 4 事故の概要 | 上記日時場所において、相手方車両が敷地内を通行する際、側溝蓋の落下により脱輪し、当該車両の一部が破損した。 |
| 5 損害賠償額及び和解の内容 | 市は相手方に対し、17,270円を支払う。
市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。 |

令和7年6月4日

富津市長 高橋恭市